

水質基準項目

健康に関する項目 (31項目)

分類	項目	基準値
病原生物	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること
	大腸菌	検出されないこと
金属類	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること
	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること
	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること
	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること
	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること
	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること
無機物	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること
無機物・消毒副生成物	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること
無機物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること
	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること
	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること
有機物	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること
	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること
	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること
	ベンゼン	0.01mg/L以下であること

消毒剤・消毒副生成物	クロロホルム	0.06mg/L以下であること
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること
	ブromoホルム	0.09mg/L以下であること
	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること
	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること
	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること
	臭素酸	0.01mg/L以下であること
	塩素酸	0.6mg/L以下であること
	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること

水道水が有すべき性状に関する項目（20項目）

分類		項目	基準値
金属類	色	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること
		アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること
		鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること
		銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること
無機物	味覚	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること
金属類	色	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること
その他	味覚	塩化物イオン	200mg/L以下であること
無機物		カルシウム・マグネシウム等硬度	300mg/L以下であること
		蒸発残留物	500mg/L以下であること
有機物	におい	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること
	・発泡	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること
		2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること
		非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること

		フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること
その他	味覚	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下であること
	基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下であること
		味	異常でないこと
		臭気	異常でないこと
		色度	5度以下であること
		濁度	2度以下であること
水質管理目標設定項目			
	項	目	目 標 値
	遊離残留塩素		1mg/L以下

水質基準の逐次改正

※ジエオキシ、2-メチルノルネールの水質基準は、平成19年度から0.00001mg/L以下に強化されました。(平成18年度までは0.00002mg/L以下)

※塩素酸（基準値0.6mg/L以下）は、平成20年度から水質基準項目に追加されました。

※1,1-ジクロロエチレンは、平成21年度から水質基準項目から廃止されました。

※シス-1,2-ジクロロエチレンに係る水質基準を平成21年度からシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更されました。

※有機物(全有機炭素(TOC)の量)の水質基準は、平成21年度から3mg/L以下に強化されました。(平成20年度までは5mg/L以下)

※カドミウム及びその化合物の水質基準は、平成22年度から0.003mg/L以下に強化されました。(平成21年度までは0.01mg/L以下)

※トリクロロエチレンの水質基準は、平成23年度から0.01mg/L以下に強化されました。(平成22年度までは0.03mg/L以下)

※亜硝酸態窒素（基準値0.04mg/L以下）は、平成26年度から水質基準項目に追加されました。

※ジクロロ酢酸の水質基準は、平成27年度から0.03mg/L以下に強化されました。(平成26年度までは0.04mg/L以下)

※トリクロロ酢酸の水質基準は、平成27年度から0.03mg/L以下に強化されました。(平成26年度までは0.2mg/L以下)